第

1367

뮥



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1999年) 平成11年 7月30日 金曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

○ 妻名義の免許で行う事業の所得

Q:私は、妻とともに飲食店を開業しました。店の所有者や保険所の許可は、妻の名義になっていますが、材料の仕入れや店の経営の一切は私が当たっています。

このような場合、所得税の確定申告は妻の名前ですることになるのでしょうか。

A:実質的な事業の支配者であるあなたの 名義で申告するのがよいと思います。

【解説】

所得税は、その資産又は事業の名義や形式 にとらわれず真実の所得の帰属者に課税する という実質所得者課税の原則をとっています。

生計を一にしている親族間における事業 (農業を除きます)の事業主がだれであるか の判定をする場合には、その事業の経営方針 の決定権を有すると認められる者が、その事 業の事業主に該当するものと推定することと なっています。

ところで、ご質問の場合は、商品の仕入れ や経営一切はあなたが当たっているとのこと ですから、実質的な事業の支配者であるあな たが事業主であるといえるでしょう。

したがって、所得税の申告書は、あなた名 義で提出されるのが妥当と思われます。







